

# 木島平村障がい者プラン

木島平村障がい者計画（令和6年度～令和11年度）

第7期木島平村障がい福祉計画（令和6年度～令和8年度）

第3期木島平村障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）

令和6年3月

# 目次

## 第1章 はじめに . . . . . 1

- 1 計画策定の趣旨 . . . . . 1
- 2 計画策定の位置づけ . . . . . 1
- 3 計画の期間 . . . . . 2
- 4 計画の対象 . . . . . 2
- 5 手帳保持者数の推移 . . . . . 2

## 第2章 計画の概要 . . . . . 5

- 1 基本理念 . . . . . 5
- 2 基本目標 . . . . . 5

## 第3章 重点的に取り組む施策 . . . . . 6

- 1 障がいの理解と権利擁護の推進 . . . . . 6
- 2 相談窓口や地域生活を支援する情報窓口の充実 . . . . . 6
- 3 安心して暮らせる地域づくり . . . . . 6
- 4 障がい児へのサービス提供体制の構築 . . . . . 7
- 5 合理的配慮の推進 . . . . . 7
- 6 サービスの充実 . . . . . 7

## 第4章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

- . . . . . 8
- 1 計画の位置づけ . . . . . 8
- 2 基本理念 . . . . . 8
- 3 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方 . . . . . 10
- 4 計画達成状況の点検及び評価 . . . . . 13
- 5 成果目標 . . . . . 14
- 6 活動指標の見込 . . . . . 19

<b>第5章</b>	<b>地域生活支援事業について</b>	28
1	必須事業	28
2	任意事業	32

『障害』及び『障がい』という表記について

本計画では、障害者基本法など法令の名称やサービスの名称等、漢字で表記する必要があるもの以外は、「障がい」と表記します。

# 第1章 はじめに

## 1 計画策定の趣旨

本村では、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」として、平成19年3月に木島平村障がい福祉計画（平成19年度～平成23年度）を策定しました。また、その終了に伴い、平成24年度には「木島平村障がい者計画」と「木島平村障がい福祉計画」を合わせた「木島平村障がい者プラン」を策定し、障がい者福祉施策の推進を図ってきました。

この間、平成24年6月には障害者自立支援法に代わり「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が制定され、改正障害者基本法を踏まえた基本理念が掲げられるとともに、障がい者の範囲に難病等を加えるなど、障がい福祉サービスの見直しが図られました。平成28年5月には、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立しています。

また、国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法整備の一環として、平成23年に障害者基本法が改正され障害者権利条約が採用する、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられました。さらに、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定され、平成28年4月から施行されています。また、長野県では「共生社会」の実現に向け、令和6年度からの障がい者施策の基本となる「長野県障がい者プラン2024」を策定し、「誰にでも居場所と出番があり、生きる喜びを感じられる長野県」を目指し、施策の推進を図ることとしています。

このような変化の中、木島平村においては平成30年度から令和5年度までの障がい者プランが終了することから、すべての障がいのある人が必要なサービスが計画的に提供されるよう、従来の木島平村障がい者プランを見直し、障がい児計画を含めた新しい「木島平村障がい者プラン」として、基本的な方針を新たに定めるものです。

## 2 計画の位置づけ

木島平村障がい者計画は、障害者基本法第9条第2項に定められた市町村障害者計画です。第7期障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく市町村障害福祉計画です。第3期障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画です。

木島平村障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画について、これら3つの計画を「木島平村障がい者プラン」とし、一体の計画として策定しま

す。

### 3 計画の期間

障がい者計画は、令和 6 年度から令和 11 年度の 6 年間とします。

第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。

計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
障がい者計画	見直し			木島平村障がい者プラン2024						見直し
	見直し			第7期			第8期			
障がい福祉計画	見直し			見直し			見直し			
	見直し			第3期			第4期			
障がい児福祉計画	見直し			見直し			見直し			
	見直し			第3期			第4期			

### 4 計画の対象

この計画が対象とする障がいのある人とは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む）その他心身の機能障がい（以下障がいと総称する）がある人であって、障がい及び社会的な障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいいます。

### 5 手帳保持者数の推移

障がい者数は、障害者手帳の保持者の数をもとに各年 4 月 1 日付で算出しています。

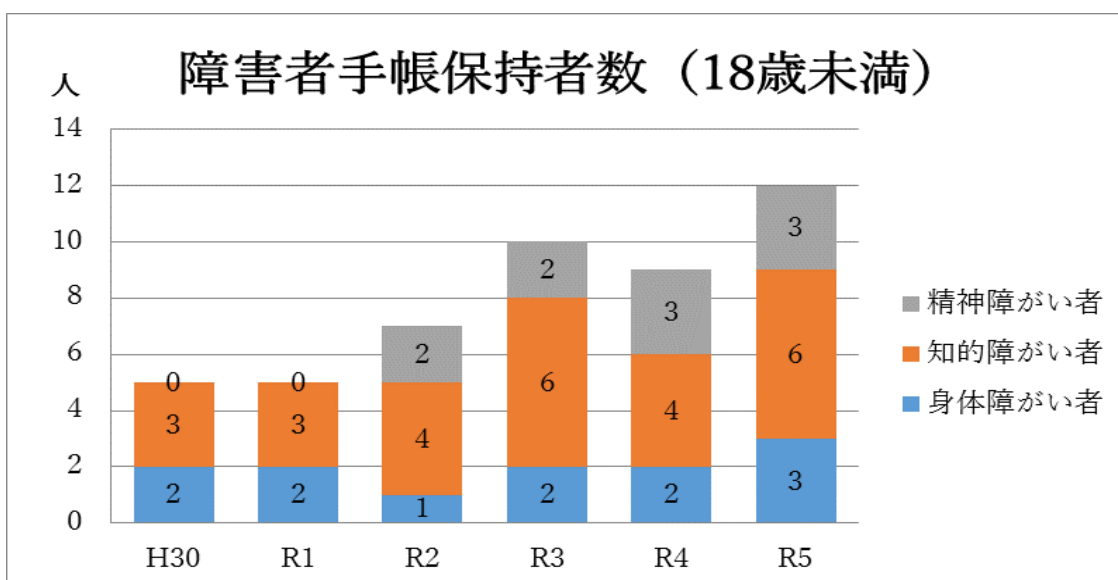
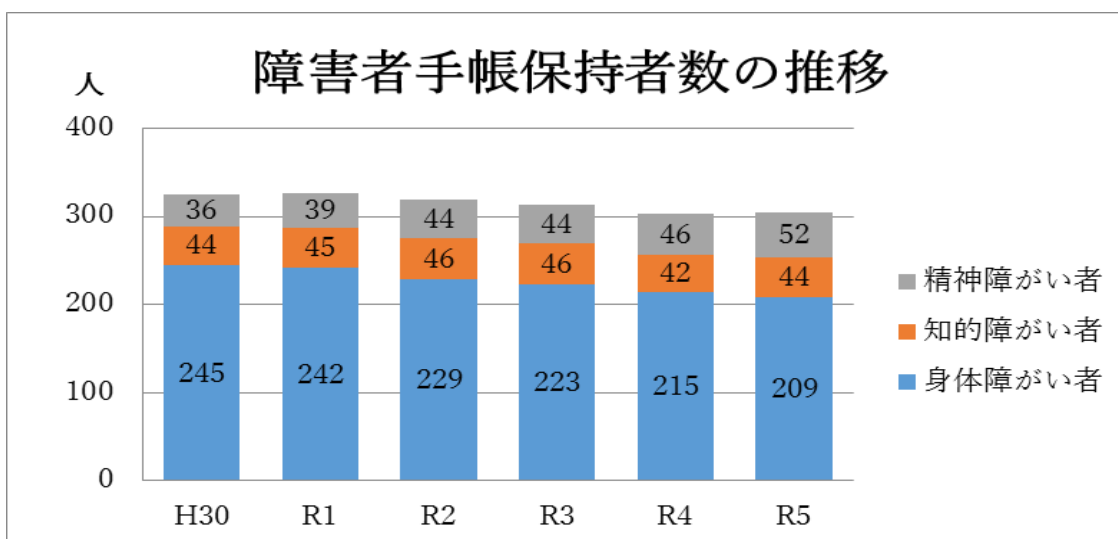
#### ○全体

全体数としては、平成 30 年度から令和 5 年度にかけて約 7%の減少となっています。障がい別では、身体障がい者は約 15%減少しており、知的障がい者は、増減はあるもののほぼ横ばいとなっています。精神障がい者については、約 44%増加しています。

18 歳未満の障がい児の手帳保持者数について、平成 30 年度をみると、障がい児の総数は手帳保持者全体の約 1.5%ですが、令和 5 年度には、手帳保持者全体の約 3.9%に増加しています。

障がい児全体では、平成 30 年度の 5 人から増加が続き、障がい児の転入等の要因もありますが、令和 5 年度には 12 人と 7 人の増加となりました。障がい別にみると、平成 30 年度は、身体障がい児が 2 人、知的障がい児が 3 人と

なっており、令和5年度は身体障がい児3人、知的障がい児6人、精神障がい児3人となっています。



○身体障がい者

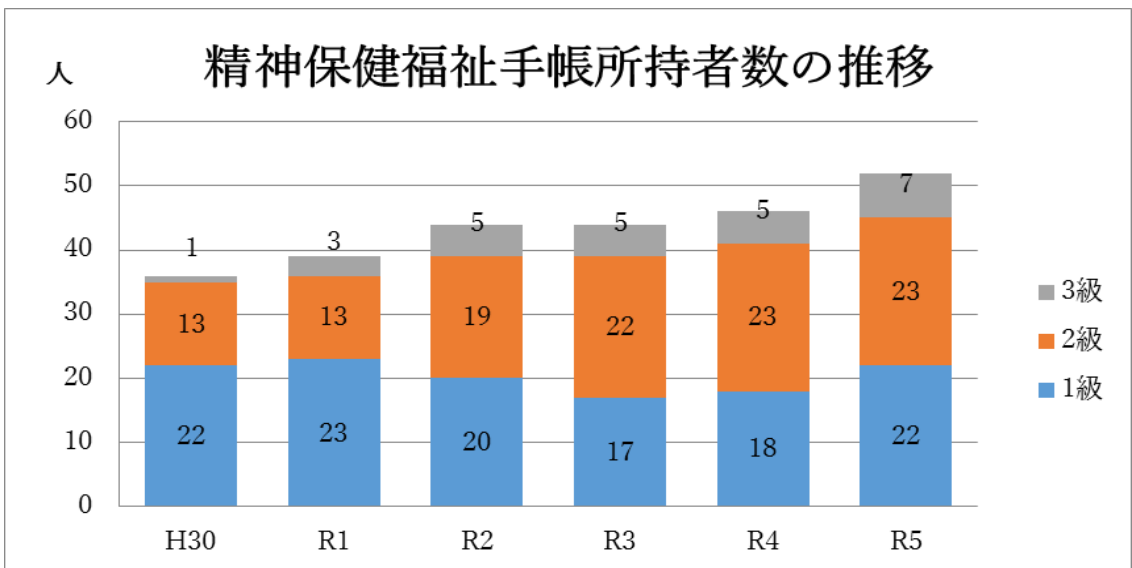
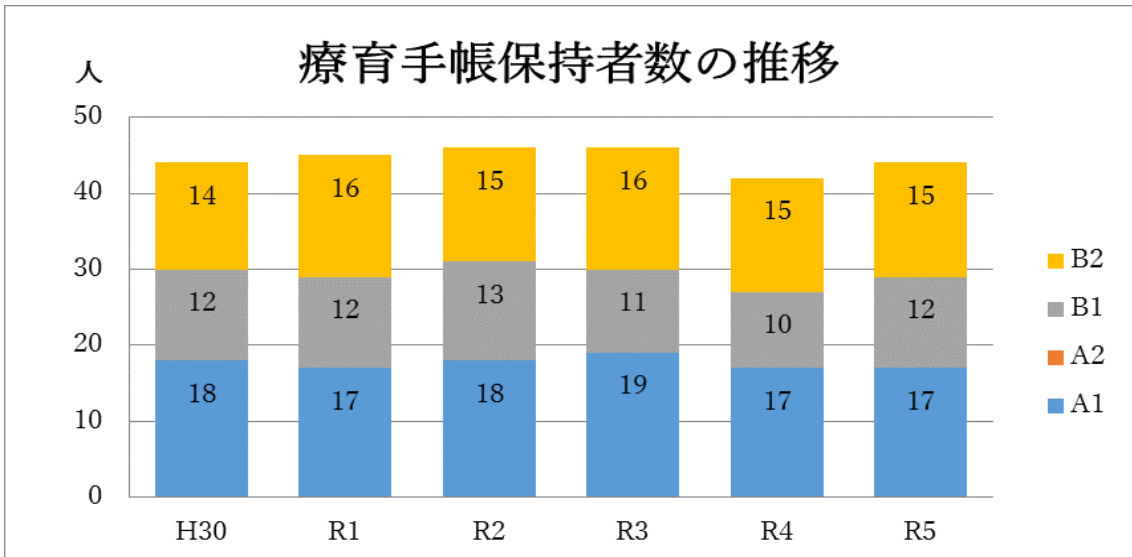
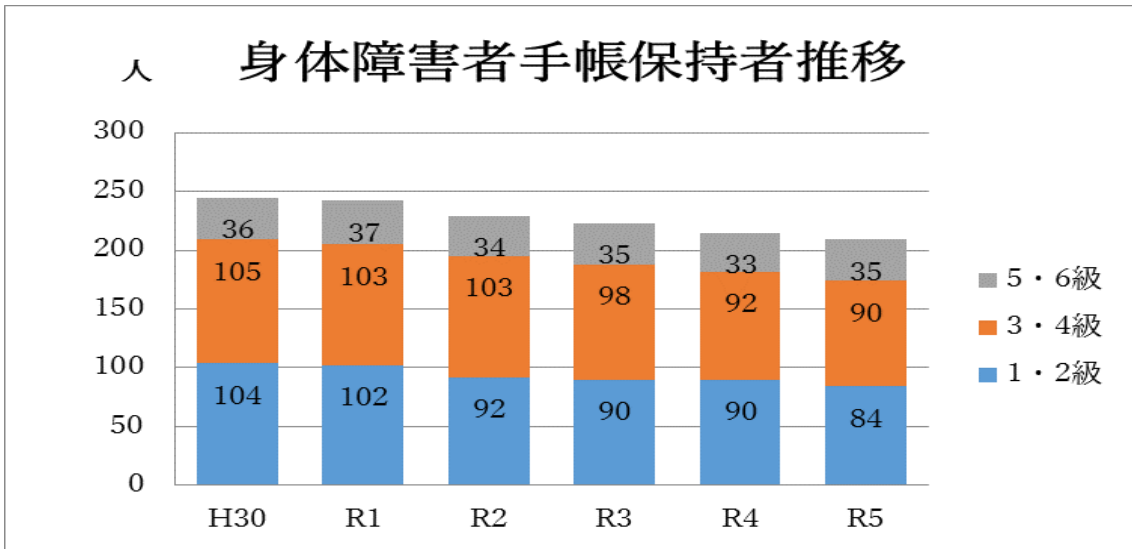
平成30年度は245人、令和5年度は209人と約15%減少しています。等級別でも、ほとんどの等級で減少が続いています。

○知的障がい者

療育手帳保持者は平成30年度が44人、令和5年度が44人とほぼ横ばいでした。A2該当者は平成30年度から0人が続いています。

○精神障がい者

平成30年度は36人ですが、令和5年度は52人と約44%増加しています。等級別では平成30年度と令和5年度を比較して、1級は横ばい、2級は10人の増、3級は6人の増となっています。



## 第2章 計画の概要

### 1 基本理念

障害者基本法の基本理念である「障害のある人もない人も地域でともに暮らしている状態こそが自然であり、障害の有無に関わらず、地域や家庭で自立した暮らしができる村をめざす」というノーマライゼーションの考え方を基本にした、「誰もがともに健康に仲良く暮らせる村づくり」を目指します。

### 2 基本目標

基本理念「誰もが地域の中でその人らしく健康に仲良く暮らせる村づくり」を実現するために次の基本目標に沿って施策を展開していきます。

#### (1) 地域でともに暮らすための自立生活への支援の充実

介護給付や相談支援事業など、サービス提供事業所の充実を北信地域障がい福祉自立支援協議会と協力しながら推進します。

また、施設入所から地域への移行、障がい者の高齢化・重症化やライフステージに応じた地域生活への定着・継続を支援します。圏域全体での面的な機能整備に取り組みます。

#### (2) 誰もがその人らしく安心して暮らせる生活の支援

共生社会を実現するために、障がい特性と障がいのある人等への理解を広めるため、広報・啓発活動を推進します。また、障がい者虐待について、広報・啓発に努めます。

障がいのある人だけでなく、高齢者、子ども、妊婦など誰でも利用しやすい社会的障壁がない村づくりを住民、行政、事業者が一体となって推進します。

#### (3) 重度障がいや多様な障がいに対する支援

障がい児の医療的ケアをはじめ、日常生活に多くの支援が必要な重度障がいの方や、発達障がいや高次脳機能障がいなどの人に対して、継続的な支援が行われるよう、関係機関とのネットワークの強化を図り、切れ目のない支援を構築します。



## 第3章 重点的に取り組む施策

第2章で述べた基本理念や目標のため、次のことを重点的に取り組みます。

### 1 障がいへの理解と権利擁護の推進

- ・障がい者差別をはじめ、あらゆる差別撤廃に向けた取り組みを強化し、差別解消の推進に向けて、広報、啓発に努めます。
- ・北信地域障がい福祉自立支援協議会内に設置した「北信圏域障害者差別解消支援地域協議会」で、障がいを理由とする差別事案を検証し、差別解消の取り組みを推進します。
- ・虐待や不当な差別などの相談は、内容に応じて関係機関と連携して取り組んでいきます。
- ・北信圏域権利擁護センターと連携して権利擁護の取り組みを推進します。

### 2 相談窓口や地域生活を支援する情報窓口の充実

- ・村役場担当部署のほか、高水福祉会に北信6市町村共同で相談支援事業、相談支援機能強化事業及び基幹相談支援センターの業務を委託し、障がい者本人やその家族の総合支援窓口として機能充実を図ります。
- ・障がい者の地域生活を支えるために、福祉サービス等の必要な情報を障がい特性に応じた方法でわかりやすく提供します。
- ・潜在的に支援を必要とする障がい者（児）等へアウトリーチを図ります。
- ・充実した在宅生活を実現するため、関係機関と連携しながら、既存サービスの適切な提供に努めるとともに在宅の介護者等への相談の充実等に努めます。

### 3 安心して暮らせる地域づくり

- ・地域生活支援拠点を核に、今後は地域の資源を活用した面的体制整備を推進します。
- ・雪おろし等、雪害救助員派遣事業により冬期間の安心・安全な暮らしを支援します。
- ・要援護者台帳の作成、管理に努めます。
- ・医療的ケアが必要な障がい者（児）が地域で安心して生活できるよう、医療、保健、福祉、教育関係機関等と連携して協議を進めます。
- ・高齢者等乗り合いタクシー利用助成等により、障がいのある方の外出を支援します。
- ・社会福祉協議会等による地域福祉活動の支援、充実を図ります。
- ・身近な地域における相談相手となる民生児童委員・保健補導員等の活動を支援します。

#### **4 障がい児へのサービス提供体制の構築**

- ・障がい児の子育て総合支援体制を構築します。
- ・家庭介護負担の軽減のため、希望者に放課後等デイサービスを提供し、安心して暮らせるよう支援します。

#### **5 合理的配慮の推進**

- ・社会的障壁の除去のため、ソフト・ハード両面にわたる合理的配慮の取組を推進します。
- ・障がいのある、ないにかかわらず、平等に情報を得られるよう、障がい特性に応じた情報伝達に配慮します。
- ・北信圏域で障がい者差別解消支援地域協議会を設置し、啓発活動等につとめます。

#### **6 サービスの充実**

- ・法定の個別給付や地域生活支援事業のサービス見込み量について、障がい福祉計画、障がい児福祉計画に掲げ、その確保を目指します。
- ・入所施設や精神科入院からの地域移行を進めるため、障がい福祉計画に目標値を設定して推進していきます。
- ・障がい者（児）が地域での暮らしを継続できるよう、住宅のバリアフリー化など住宅環境の整備を推進します。

## 第4章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

### 1 計画の位置づけ

障がい福祉計画は、障がいのある方が適切に障がい福祉サービスを利用するため、障がい福祉サービスの見込み量等の数値目標を示す計画です。また、障がい児福祉計画は、障がい児に向けたサービスの見込み量等を示す計画です。

本村では、令和3年3月に策定した第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画が、令和5年度末をもって終了するため、これまで実施してきた施策の成果や課題等を踏まえて、令和6年度からの新たな計画となる「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定することとしました。

本計画は障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、本村における障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障がい児通所支援等の充実と、円滑な支援体制を総合的かつ計画的に推進するための方向性を示すものです。

### 2 基本理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念及び木島平村障がい者プランの基本理念を踏まえつつ、「障がい者の意思に基づき、暮らしたい場所で、暮らしたい人と、その人らしく生き活きと、安心して暮らせる地域の実現」に向けて次に掲げる点に配慮して本計画を策定します。

#### (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けながら、その自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

#### (2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図ります。また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、さらに難病患者等についても法に基づく給付の対象となっているので、引き続きその旨の周知を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（公的機関による制度に基づくサービスや支援以外のもの）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けて取組

社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携を図りながら、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会をめざします。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

児童福祉法において障がい児福祉計画の策定が義務付けられたこと等を踏まえ、「地域支援体制の構築」、「保育、保健、医療、障がい福祉、教育、就労支援等の関係機関との連携した支援」、「地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進」、「特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備」、「障がい児相談支援の提供体制の確保」を図り、障がい児の健やかな育成のための発達支援を行います。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

将来にわたって安定的な障がい福祉サービス等の提供体制の確保とそれを担う人材を確保するため、専門性を高めるための研修の実施、他職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者等と協力して取組みます。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえた支援を実施します。「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、障がいのある人が文化芸術を享受鑑賞したり、創造や発表等の多様な活動に参加する機会を確保したりすることを通じて、障がいのある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進します。

### 3 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

本計画の成果目標を達成するためのサービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方は、以下のとおりです。

#### (1) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

##### ①訪問系サービスの充実

利用者やその家族のニーズに沿ったサービスが提供されるよう、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等）の充実を図ります。

##### ②日中活動系サービスの充実

障がいのある人が、地域で自立した生活を送ることができるよう、日中活動の場となる日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センターで提供されるサービス）の充実を図ります。

##### ③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

北信圏域として、地域における生活の場となるグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。また、地域生活支援拠点については、平成 27 年度に北信圏域で共同設置した多機能型拠点施設「総合安心センターはるかぜ」および専門のコーディネーターとして配置された「地域あんしんコーディネーター」を核にして体制強化を図ります。また平行して圏域内での地域資源を活用した面的整備も推進します。

##### ④福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設を利用している障がい者の一般就労への移行及び定着を支援します。

##### ⑤強度行動障がいや高次脳機能障がいに対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいに対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等による支援体制の整備を図ります。

## (2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

### ①相談支援体制の構築

地域における相談支援の中核機関として、基幹相談支援センターを北信圏域で設置し、相談支援体制の充実強化を図ります。また地域の相談支援従事者の育成や支援者支援等を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保するとともに、その機能を有効に活用します。

### ②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

施設入所者数等を勘案し、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。また、障がい者等の地域での生活の定着を図るため、地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

### ③発達障がい者等に対する支援

発達障がいのある人及びその家族が地域で必要な支援を受け、安定した生活を送れるよう、支援者等に対して総合的な助言や支援の橋渡しを行う発達障がいサポート・マネージャーの配置を圏域として継続していきます。

## (3) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

令和5年4月に施行された、こども基本法において、「全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉に係る権利が等しく保障される」旨が規定されました。また、子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全てのこどもが健やかに成長するように良質かつ適切に支援する」と規定されていること等を踏まえ、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携して、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を推進します。

### ①地域支援体制の構築

障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で障がい福祉サービスを提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。児童発達支援センターについては、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、整備を進めます。

## ②保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がい児通所支援事業所の体制整備に当たっては、障がい児の早期発見、支援及び健全な育成を進めるため、保育園や放課後児童クラブ等の子育て支援施策と緊密な連携を図ります。また、就学時、卒業時等において支援が円滑に引き継がれるよう関係機関との緊密な連携体制の確保に努めます。

## ③地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

保育所等訪問支援を活用し、保育園、放課後児童クラブ、小中学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援を支え、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

## ④特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

### ○重症心身障がい児及び医療的ケア児等に対する支援体制の充実

重症心身障がい児や医療的ケア児等が、身近な地域で必要な専門的な支援を受けられるように支援体制の整備を推進します。

### ○医療的ケア児に対する支援体制の充実

医療的ケア児が、身近な地域で心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の必要な支援を総合的・包括的に受けられるように、自立支援協議会の専門部会において関係者が連携を図る協議の場を設けて支援体制の充実に努めます。また、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援を調整するコーディネーターを北信圏域で配置し支援体制の充実に努めます。

### ○強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する障がい児に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する障がい児に対して、適切な支援ができるよう、地域の関係機関との連携を図りながら支援体制の整備を推進します。

### ○虐待を受けた障がい児に対する支援体制の整備

虐待を受けた障がい児に対しては、障がい児入所施設での小規模グループによる支援や心理的ケアの提供など、障がい児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。

#### ⑤障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ役割を担っていることから、質の向上及び支援体制の充実を図ります。

### 4 計画達成状況の点検及び評価

本計画は、障がいのある者の就労支援や地域生活への移行支援など、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育・労働等多様な分野にわたる施策の展開が必要となります。本計画を着実に進めていくために、関係機関等との連携をしながら計画を推進します。この計画に即した施策の展開が図られるよう、障がい者福祉に関係する機関や団体等の意見を聴きながら、毎年度、達成状況の点検・評価及び課題の検討を行い、目標値の達成に向けて施策の推進を図ります。



## 5 成果目標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などの課題に継続して対応するため、次のように設定します。

なお、成果目標は国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえ設定します。

### (1) 施設入所している障がい者の地域生活への移行について

#### 【国の指針】

##### ① 地域移行者数

令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する

##### ② 施設入所者の削減

令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上削減する

#### 【木島平村における目標】

項目	令和4年度の状況	目標値
施設入所者の地域生活への移行	施設入所者数 7人	移行者数 2人 (28.6%)
施設入所者の削減	施設入所者数 7人	退所者数 2人 (28.6%)

### (2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

#### 【国の指針】

①各市町村又は各圏域に地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う

②強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める

【木島平村における目標】

項目	目標値	
地域生活支援拠点等の数	北信圏域で 1 か所	面的な体制の 機能の強化
コーディネーターの配置人数	2 人	
運用状況の検証及び検討の回数 (年)	12 回	

地域で安心して暮らしていくために、基幹相談支援センター、北信圏域で設置した「総合安心センター」と「地域あんしんコーディネーター」を中心として、相談支援機能の強化と地域全体で支えていく面的な体制の機能強化を図ります。そのために、地域のニーズ・課題に対応できているか、必要な機能の水準や充足について、毎月事業検討会を実施します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

○就労移行事業等を通じた一般就労への移行者数

【国の指針】令和 8 年度までに、令和 3 年度実績の 1.28 倍以上とする

- ① 就労移行支援事業所 令和 3 年度の実績の 1.31 倍以上
- ② 就労継続支援 A 型事業所 令和 3 年度の実績の 1.29 倍以上
- ③ 就労継続支援 B 型事業所 令和 3 年度の実績の 1.28 倍以上

○職場定着率の増加

【国の指針】

- ① 就労移行支援事業所 令和 3 年度の利用者の 1.41 倍以上
- ② 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上

【木島平村における目標】

項目	令和 3 年度 (実績)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
就労移行支援から	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
就労継続支援 A 型から	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
就労継続支援 B 型から	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人

北信圏域の就労移行支援事業所の状況や過去の実績を勘案して見込んでいます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援事業所数	0箇所	0箇所	0箇所
上記のうち就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業者	0箇所	0箇所	0箇所
就労移行支援事業等から一般就労への移行者数	0人	1人	1人
上記のうち就労定着支援の利用者数	0人	0人	0人
就労定着支援事業所数	0箇所	0箇所	0箇所
上記のうち就労定着率7割以上の就労定着支援事業所数	0箇所	0箇所	0箇所

今後、自立支援協議会等において就労移行支援、就労定着支援についての方  
向性を検討していきます。

#### (4) 障がい児支援の提供体制の整備

##### ○児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

###### 【国の指針】

- ① 児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置
- ② すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
- ③ 児童発達支援センター及び保育所等訪問支援を活用しながら、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築

##### ○重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

###### 【国の指針】

各市町村又は各圏域に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保

○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【国の指針】

各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する

【木島平村における目標】

項目	目標値	
障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築整備	実施の体制	児童発達支援センターと共により一層インクルージョンな支援体制の強化を行う。放課後のインフォーマルな過ごし場の場（児童クラブ）の充実を図る
児童発達支援センターの設置	1か所	北信圏域児童発達支援ネットワークを構築
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	支援体制の充実	整備済みの体制の充実を図る
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	整備済みの事業所の充実を図る
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	支援体制の強化	自立支援協議会に重心・医ケア部会を設置済
医療的ケア児コーディネーターの配置		北信圏域で2名配置済

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、北信圏域での協議を引き続き行っていきます。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

【国の指針】

各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること

【木島平村における目標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援	実施済みの体制の強化を図る		
相談支援事業所に対する訪問等による専門的指導・助言件数	30件	30件	30件
相談支援事業者の人材育成の支援件数	90件	90件	90件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	12回
個別事例の支援内容の検証実施回数	12回	12回	12回
主任相談支援専門員の配置人数	9人	10人	10人

総合的・専門的な相談に対応するため、北信圏域で基幹相談支援センターを設置し、自立支援協議会においても相談機関との連携強化に取り組んでいます。今後も引き続き、相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図ります。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上するための取組を実施する体制の構築

【国の指針】

障がい福祉サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築すること

【木島平村における目標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加人数	1人	1人	1人
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	年に1回自立支援協議会で研修を行う。		

利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を適正に提供するための体制確保に取り組めます。

## **6 活動指標の見込**

障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量（活動指標）については、既存の施設利用者が円滑にサービスを利用できること、出来る限り身近な地域でのサービス利用が可能となることを目指して、必要な量を見込んでいます。

### **(1) 訪問系サービス**

誰もが住み慣れた地域社会や家庭で安心して暮らすことができるよう、日常生活を営むことに支障がある障がい者等に対し、訪問系サービスを提供します。

#### **○居宅介護**

居宅における入浴、排せつ、食事の介護や家事等を行います。また、在宅者の通院時等の介護サービス等を提供します。

#### **○重度訪問介護**

肢体に重度の障がいがあり常時介護を要する人（18歳以上）が対象で、居宅における入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。

#### **○同行援護**

重度の視覚障がい者（児）の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。

#### **○行動援護**

知的または精神障がいにより、行動上著しい困難がある人で常時介護を要する人が対象になります。行動の際に生じる危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。

#### **○重度障がい者等包括支援**

常時介護を必要とする人で、介護の必要の程度が著しく高い人を対象とし、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

① サービス見込量（各年度1か月あたりの平均）

サービス種類	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間分	49	49	49	49
	人分	6	8	8	8
重度訪問介護	時間分	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0
同行援護	時間分	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0
行動援護	時間分	97	19	19	19
	人分	2	2	2	2
重度障がい者等包括 支援	時間分	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0

過去の利用実績から1年あたりの利用者の増減数と利用者一人あたりの平均利用時間を求め、サービス見込量を算出しています。

② 見込量確保のための方策

- ・社会福祉法人、NPO法人等と連携し、障がい者とその家族が安心して暮らせるよう福祉サービスを継続して実施するとともに、さらなる充実等に努めます。
- ・事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、障がい福祉サービス事業所の指定に向けて支援します。

## (2) 日中活動系サービス

常時介護を必要とする障がい者等を対象に、障がい者支援施設などにおいて日中活動の支援や提供を行います。

### ○生活介護

常時介護を必要とする人を対象に、主に昼間、障がい者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動または生産活動の機会の提供などのサービスを提供します。(18歳未満については、児童福祉法に基づく施設給付の対象)

### ○自立訓練(機能訓練、生活訓練)

自立した日常生活や社会生活が営むことができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

### ○就労選択支援

一般就労を希望する人を対象に、希望や能力・適性に合った仕事探しや支援機関選びができるよう支援します。(令和7年度より実施予定)

### ○就労移行支援

一般就労を希望する人を対象に、一定期間、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

### ○就労継続支援(A型、B型)

通常の事業者には雇用されることが困難な人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供します。利用者が事業所と雇用契約を結ぶA型(雇成型)と雇用契約を結ばず訓練等を受けるB型(非雇成型)があります。

### ○就労定着支援

企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

### ○療養介護

医療を要する障がい者で常時介護を要する人を対象に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービス



を提供します。

○短期入所（福祉型）

介護者が病気などの理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所が必要な人を対象に、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

○短期入所（医療型）

短期入所（福祉型）に併せて治療を行います。

① サービス見込量（各年度1か月あたりの平均）

サービス種類	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日分	236	236	236	236
	人	17	12	12	12
自立訓練 (機能訓練)	人日分	22	0	0	0
	人	1	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人日分	2	23	23	23
	人	1	1	1	1
就労選択支援	人			0	0
就労移行支援	人日分	9	23	23	23
	人	1	1	1	1
就労継続支援 (A型)	人日分	23	23	23	23
	人	1	1	1	1
就労継続支援 (B型)	人日分	288	303	288	288
	人	19	20	19	19
就労定着支援	人	0	0	0	0
療養介護	人	0	0	0	0

短期入所 (福祉型)	人日分	6	8	8	8
	人	3	4	4	4
短期入所 (医療型)	人日分	0	0	0	0
	人	0	0	0	0

過去の利用実績から 1 年あたりの利用者の増減数と利用者一人あたりの平均利用日数を求め、サービス見込量を算出しています。

## ② 見込量確保のための方策

- ・障がいの状態や希望に合わせて施設を選択できるよう、日中活動の場の整備に努めます。
- ・働くことを希望する障がい者に対して、障がい特性や能力に応じた多様な就労の場を確保し、福祉的就労の場の充実を図ります。
- ・医療的ケアを必要とする障がい者（児）を受け入れられる医療型短期入所事業所の整備について、自立支援協議会を通じて、関係機関に働きかけをします。
- ・事業を行う意向を有する事業所の把握に努めます。

## (3) 居住系サービス

地域での居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立訓練等の推進により、施設入所から地域への移行を進めます。

### ○自立生活援助

施設・グループホーム・病院等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者に対して、定期的な巡回訪問や随時の対応により、自立的な生活援助を行います。

### ○共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居において、入浴、排せつ及び食事の介護等を行ったり、夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行います。

### ○施設入所支援

施設に入所する人に、主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。

### ① サービス見込量（各年度1か月あたりの平均）

サービス種類	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	0	0	0	0
共同生活援助	人	5	6	7	7
施設入所支援	人	7	7	5	5

共同生活援助、施設入所支援については、過去の利用実績から1年あたりの利用者の増減数を求めるとともに、入所施設等から地域へ移行する者などを加味し、サービス見込量を算出しています。

### ② 見込量確保のための方策

- ・より身近な場所でのサービス提供が受けられるよう、サービス提供基盤の整備を支援します。
- ・自立支援協議会と協力し、グループホームとなる物件探しなど新たな資源の確保に努めます。

## （4）相談支援

住み慣れた家庭や地域で生活するために、専門的な相談体制を「北信圏域障害者総合相談支援センター」に委託し、相談支援体制の充実を図ります。

### ○計画相談支援

支給決定前または支給決定変更前に、サービス等利用計画・障がい児支援利用計画案を作成します。支給決定または変更後、サービス事業者等との連絡調整や計画の見直しを行います。

### ○地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者を対象に住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

### ○地域定着支援

居宅等において単身で生活している障がい者や施設・病院から退所・退院した人や地域生活が不安定な障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急事態の際に相談や緊急訪問等を実施します。

① サービス見込量（各年度1か月あたりの平均）

サービス種類	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援	利用者数 (人)	15	13	13	13
地域移行支援	利用者数 (人)	0	0	0	0
地域定着支援	利用者数 (人)	0	2	2	2

過去の利用実績から1年あたりの利用者の増減数と利用者一人あたりの平均利用日数を求め、サービス見込量を算出しています。

② 見込量確保のための方策

- ・計画相談支援の質を確保・充実のため、指定特定相談支援事業者の指定を促進します。
- ・自立支援協議会と協力し、配置する主任相談支援専門員とともに、相談支援専門員の資質の向上を支援します。

(5) 障がい児サービス

障がいのある児童が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、支援体制の確保を目指します。

○児童発達支援

障がいのある未就学児を対象にした通所訓練施設です。療育や機能訓練に特化した施設や幼稚園の代わりにほぼ毎日サービスを利用される場合もあります。

○医療型児童発達支援

児童発達支援に併せて治療を行います。

○居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい児であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象とし、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導・知識技能の付与等の支援を行います。

### ○放課後等デイサービス

主に小学生から高校生までの学校に通っている障がい児が、学校の帰りや土日祝日などの学校休業日や長期休暇に利用する通所訓練施設です。

### ○保育所等訪問支援

障がい児施設で指導経験のある児童指導員等が、保育所等を隔週程度で訪問し、障がい児や保育所等のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

### ○福祉型児童入所支援

障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行います。

### ○医療型児童入所支援

福祉型児童入所支援に併せて治療を行います。

### ○障がい児相談支援

障がい児が児童発達支援等を利用する前に、利用計画を作成し、支援開始後一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います。

### ① サービス見込量（各年度1か月あたりの平均）

サービス種類	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分	6	9	9	9
	人	1	1	1	1
医療型児童発達支援	人日分	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日分	57	43	71	71
	人	4	3	5	5
保育所等訪問支援	人日分	0	2	2	2
	人	0	1	1	1

福祉型児童入所支援	人	0	0	0	0
医療型児童入所支援	人	0	0	0	0
障がい児相談支援	人	2	5	7	7
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置	人	0	0	0	0

過去の利用実績を勘案し、見込んでいます。

## ② 見込量確保のための方策

- ・障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、療育の場を確保します。
- ・教育、福祉、保健、医療等関係機関との関係者会議を開催するなど密接な連携を図り、一貫した相談・支援体制を構築します。

## (6) 発達障がい者に対する支援

- ・発達障がい者（児）が可能な限り身近な地域において必要な支援を受けられるよう、自立支援協議会と協力し、ペアレントメンターの養成やピアサポート活動の普及について検討します。

## 第5章 地域生活支援事業について

### 1 必須事業

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等の理解を深めるための研修や啓発を通じて地域住民への働きかけをし、共生社会の実現を図ります。

種類	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進・研修 啓発事業	実施の有無	有	有	有	有

北信地域障がい者福祉自立支援協議会と協力して実施しています。今後も引き続き実施していきます。

#### (2) 相談支援事業

障がい者等からのさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言、権利擁護のために必要な援助を行います。

種類	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者 相談支援 事業	実施箇所数	1	1	1	1
	基幹相談支援 センターの 設置の有無	有	有	有	有
相談支援 機能強化 事業	実施の有無	有	有	有	有
住宅入居 等支援 事業	実施の有無	無	無	無	無

北信圏域障害者総合相談支援センターに委託して実施しています。

### (3) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者・精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援し、必要に応じて申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

種類	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有

北信圏域権利擁護センターに委託して実施しています。

### (4) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

種類	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 法人後見支援 事業	実施の 有無	有	有	有	有

平成27年度に北信圏域権利擁護センターを北信圏域で共同設置し、同センターの運営を受託した法人が、成年後見制度法人後見を実施しています。今後も法人後見の活動を進めていきます。なお、65歳以上の高齢者については、権利擁護事業の一つとして村の地域包括支援センターでその役割を担っています。

また、令和3年度からは、北信圏域権利擁護センターを4つの機能（広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能）を担う地域連携ネットワークの中核機関と位置付けて、北信圏域6市町村で連携しながら成年後見制度利用促進に努めます。



### (5) 意思疎通支援事業

聴覚及び音声、言語機能に支障のある障がい者等に、手話通訳者、要約筆記者を派遣して意思疎通の円滑化を図ります。

(年間)

種類	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用 件数	1	1	1	1
手話通訳者設置事業	実設置 者数	0	0	0	1

現在、手話通訳者・要約筆記者は未設置です。支援を提供できる体制整備を図ります。

### (6) 日常生活用具給付事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

(年間)

種類	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	給付等 件数	2	1	1	1
自立生活支援用具	給付等 件数	2	1	1	1
在宅療養等支援用具	給付等 件数	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	給付等 件数	0	0	0	0
排泄管理支援用具	給付等 件数	112	92	92	92
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付等 件数	0	0	0	0

過去の給付実績、利用者の増減等を勘案して算出しています。排泄管理支援用具の支給頻度が高く、この傾向は継続すると見込んでいます。

### (7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。

種類	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了見込み者数	0	0	0	1

研修は2年間で入門過程と基礎課程を学びます。また、受講後に奉仕員として登録いただけない場合もあるため、積極的な広報等により受講、登録を募集します。

### (8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、社会生活に必要な移動や外出を容易にするとともに余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援します。  
(年間)

種類	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用者数	5	2	2	2
	月平均利用時間数	6	2	2	2

過去の利用実績、利用者数の増減等を勘案して算出しています。利用者のニーズに合わせ、関係機関と協力しながら事業所整備に努めます。

### (9) 地域活動支援センター

障がい者の地域生活を支援するため、創作活動の場や生産活動の機会の提供、地域社会との交流促進を図ります。

(年間)

事業名	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	実施箇所数	1	1	1	1
	実利用者数	2	2	2	2

地域活動支援センターを飯山市内にある「雁木ぷらざ」内に設置。運営を社会福祉法人高水福祉会に委託して事業を実施します。今後、障がい等ある人が安心して利用できる居場所として、また相談支援機能や創作的活動及び地域と

の交流の場としての内容の充実を図り、必要としている人の利用促進につなげていきます。

## 2 任意事業

### (1) 日中一時支援

障がい者等の家族の就労及び日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中に障がい福祉サービス事業所において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的訓練その他必要な支援を行います。

(年間)

種類	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援 事業	実利用者 数	0	0	2	2
	月平均利 用時間数	0	0	20	20

県の補助事業である心身障がい児（者）タイムケア事業が縮小されていることから、日中一時支援事業の実施に向けて検討を進めます。関係機関と協力しながら事業整備を推進し、サービス量の確保に努めます。